

天沼二丁目三よし会 概要

天沼二丁目三よし会(以下、「本会」)は、1965年に本格的な活動を開始して以来、杉並区における地域の自治組織として継続して活動する『町会』です。また同時に、同地域の防災組織としての役割も担っています。以下に、本会の概要を紹介します。

構成

本会は、会員として、本会内に居住する個人(世帯)、または同地域に居宅を有する団体にて構成されます。

会費

本会に加入する世帯には、会費として600円/年額(2025年度現在)を負担いただくこととし、年度の仕切りは会計年度(4月～翌年3月)です。

主な活動

行政からの情報伝達、防災・防犯への取組、地域教育機関への協力、地域における情報共有・親睦向上、環境の保全、等を活動の主体とします。

活動の従事者

本会の運営にあたり、役員として会長、副会長、監事、各種理事(総務、経理、保安、厚生、等)、また防災や民生・児童の委員を選任し活動に従事し、その役員・委員の任期は原則2年、2年ごとの更新としています(任期の期限は問いません)。

役員・委員の人事

会長と監事については、役員更新時(2年ごとの総会(後出))において選出、承認を受けることとし、その他の役員・委員については、役員会(後出)にて選出、承認し、総会にて報告することとしています。

総会

毎年度において「年次総会」を開催します。前年度の報告とともに当年度の活動について広く意見を集め、審議し、当年度の活動方針や予算についてこの総会にて承認を受けます。

役員会

毎月、月例の役員会を開催します。役員・委員にて本会の活動全般について審議し、それぞれの活動詳細が決定され、決定事項は遅延なく町会員に共有されます。

防災・防犯活動

防災・防犯の観点では、各種防災訓練、震災救援所^(注)立上げ訓練、地域の見回り等を通して、町会員への情報共有と防災・防犯意識の向上を図ります。

(注) 杉並区では震度5強の地震が起きた場合、各小中学校を中心に、区と地域が一体になって震災救援所を立ち上げます。その立上げは自動的にではなく、“地域”すなわち町会役員や防災/民生・児童委員等によって開設されます。その活動に会費の一部が充当されていることからもその活動の重要性が裏打ちされています。以上の観点から、この震災救援所において普段からの備えや訓練が大変重要で、その活動に町会が深く関わり、寄与が求められています。

(以上、2025年9月現在)